



京丹後市

商工会だより

2021 11 月号

協働・共感で響きあう まちづくりをLEADする 京丹後市商工会

〔京丹後市商工会〕〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

TEL:0772-62-0342

FAX:0772-62-3553

URL:https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp



●大宮支所/TEL:68-0038

●網野支所/TEL:72-1863

●丹後支所/TEL:75-2222

●弥栄支所/TEL:65-3137(火・金のみ)

●久美浜支所/TEL:82-0155

優良従業員表彰式を執り行いました

11月14日、当会主催による令和3年度優良従業員表彰式を峰山町杉谷のプラザホテル吉翠苑にて、執り行いました。本年も新型コロナウイルス感染防止対策のため、規模を縮小し、269名の受賞者のなかで、勤続40年、30年、20年、10年の表彰年から各1名に授与させていただきました。また表彰後、京都府丹後保健所保健課 麻角昌子副主査様により「働き盛り世代の健康づくり」をテーマに講話をいただきました。

10年……京丹後市商工会長表彰	63名
20年……京丹後市長表彰	59名
30年……丹後労働基準監督署長表彰	115名
40年……特別功労者表彰	32名

以上の269名の方が表彰されました。

おめでとう
ございます



各表彰年の代表者



講話の様子

市内8事業者が集結！ 合同記者発表会で コロナに反撃開始！



10月29日、プラザホテル吉翠苑で市内事業者8社がマスコミ関係者らに、新商品や新サービスを披露する合同記者発表会を開催しました。

京丹後市商工会では地域の事業者等が従来から有していた経営資源を広げるチャンスを提供し、新たな販路と取引先の拡大などの可能性を向上させながら、地域一体となった販路開拓に繋げ地域振興に寄与することを目的に実施しました。

当日は、それぞれが自慢の自社商品・サービスについてプレスリリースし、当地域に由来から根付くモノづくりへの「こだわり」や、観光立市としての「おもてなし力」が表現され、京丹後らしい発表となりました。その様子はライブ配信としてYouTubeを活用して一般の方々へも公開しました。(録画映像は京丹後市商工会HPやQRコードよりいつでもご覧いただけます。)

成果として、動画配信中に注文が入る事業者や、配信終了後、早速メディアに取り上げられ、記事になった事業者も出てきていて、参画事業者からは「大変勉強になったし参加してよかった」、「早速注文も入り本当に感謝している」との声をいただきました。

当会では、引き続き、効果検証を行うと共に販路開拓支援の一環として継続した伴走支援につなげたいと考えております。



(YouTube URLはこちら)

お問合先 経営発達支援計画推進室 (担当: 田中勝まで)

京丹後市がんばる事業所応援給付金

新型コロナウイルス感染症の拡大による売上の急激な減少など、厳しい経営環境に置かれている市内事業者等に対し、業績回復に向けた取組を支援するための給付金が支給されます。

受付期間
令和3年
12月28日(火)
まで
※給付対象要件の詳細、
様式などは、京丹後市
ホームページでご確認
ください。

給付
対象者

(1) 市内に事業所を有する中小法人等

農林漁業を営む法人(農事組合法人等の会社以外の法人、農協、森林組合、漁協なども対象)、医療法人、食品関連事業など会社以外の法人も対象となります。

(2) 市内に住所かつ事業所を有する個人事業者等(フリーランスを含む)

農林漁業者も対象となります。

主な給付対象要件等

- 令和3年6月以前から事業により事業収入を得ており、今後も事業を継続する意思があること。
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和元年または令和2年の8月及び9月(対象期間)の各月における事業収入に比べ、令和3年同月の事業収入の減少率が30パーセント以上となった月(対象月)があること。

不給付要件

- 下記の(1)から(6)のいずれかに該当する場合は、給付対象外となります。
- (1) 令和3年7月26日以降に実施された「京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「京都府緊急事態措置協力金」の支給を受けた者または対象となる者
 - (2) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等である者
 - (3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する「性風俗関連特殊営業」として届け出義務のある者
 - (4) 政治団体
 - (5) 宗教上の組織若しくは団体
 - (6) (1)から(5)に掲げる者の他、本給付金の目的に照らして適当でないと市長が判断する者

給付金額の算定方法

$$\left[\begin{array}{l} \text{令和元年または令和2年の8月} \\ \text{及び9月の事業収入合計} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{l} \text{対象月の事業収入} \\ \times 2 \end{array} \right]$$

※1,000円未満の端数は切り捨て

給付金上限額(中小法人等、個人事業者等)

事業所の代表者及び従業員数の合計人数×2万円+5万円(法人においては10万円)。

なお、算出した額が50万を超える場合は50万円。

※従業員とは、常用雇用者のうち期間を定めずに雇用されているもので、短時間労働者(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成5年法律第76号)第2条に定める短時間労働者をいう。)に該当しないものとします。

※令和3年8月1日時点での従業員数で算出してください。

※中小法人等における非常勤役員は代表者及び従業員数に含むことができません。

※期間の更新により1年以上継続して雇用されている従業員は代表者及び従業員数に含むことができます。

※確定申告書に記載された事業専従者は、代表者及び従業員数に含むことができます。

交付対象要件等の特例

令和2年10月以降の創業等により、対象月の事業収入と令和元年または令和2年の8月及び9月の各月における事業収入とが比較できない場合は、令和3年6月及び7月の事業収入の平均額と、令和3年の8月及び9月いずれかの月における事業収入を比較し、給付資格及び給付金の額を算定します。

府協力金の給付を受けた場合

この給付金の給付を受けた後、令和3年7月26日以降に実施された「京都府新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金」及び「京都府緊急事態措置協力金」の要件を満たし、給付を受けた場合は、市の給付金を返還していただきます。

提出先・
お問合先

農林漁業関係以外 京丹後市 商工観光部 商工振興課
〒629-3101 京丹後市網野町網野385-1 ら・ぼーと2階

農林漁業関係 京丹後市 農林水産部 農業振興課、農林整備課、海業水産課
〒629-2501 京丹後市大宮町口大野226 大宮庁舎3階

提出先・
お問合先

京丹後市役所 商工観光部 商工振興課
〒629-3101 京丹後市網野町網野385-1(ら・ぼーと2階)

TEL.0772-69-0440 FAX.0772-72-2030
E-mail:shokoshinko@city.kyotango.lg.jp

京丹後市感染防止対策認証制度 認証取得支援補助金

申請受付期間
令和4年
3月31日(木)
まで

飲食店等における感染防止対策に関する「京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度」(以下「認証制度」とします。)の認証取得を促進し、市民及び事業者にとって、より安心・安全な環境の整備を支援することとします。

補助
対象者

認証制度の認証を取得した、市内に所在地を有する施設を営業する法人事業者及び個人事業者
(市内の事業者が経営する、市外に所在地を有する施設は対象となりませんのでご注意ください。)

補助対象
経費

(1) 認証制度の認証を取得するために必要な感染対策用品の購入費用

【例】アクリル板、パーティション、非接触体温計、手指消毒剤、ペーパータオルなど



(2) 認証制度の認証を取得した施設であることを周知するための費用

【例】周知チラシ等の印刷費用、のぼり旗など



※消費税は対象経費から除きます。
※他の補助制度で対象となった経費は除きます。

補助金
の額

補助対象経費の合計額の2分の1以内の額とし、その額に千円未満の額がある場合は千円未満の額を切捨てた額とします。ただし、1施設あたり2万5千円を上限とします。

※この補助金は、予算の範囲内で交付されますので、交付申請額が予算額に達し次第受付が終了となります。

事業の
実施期間等

令和3年7月21日(水)～令和3年12月31日(金)
※領収書は上記事業の実施期間の日付のものに限ります。

申請手続

- 〔提出物〕
- 感染防止対策認証制度認証取得支援補助金交付申請書兼請求書
 - 京都府新型コロナウイルス感染防止対策認証制度に係る認証決定通知書の写し
 - 対象経費の領収書の写し

〔市内に複数の施設を有する場合〕
施設ごとに申請してください。

要項、申請書、
その他詳細は、
京丹後市ホーム
ページでご確認
ください。

